

鈴鹿市ウェブサイトバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、市が管理するウェブサイトに掲載する広告について、鈴鹿市広告掲載要綱及び鈴鹿市広告掲載基準に規定するもののほか、バナーのデザイン等に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の禁止表現)

第2条 バナー広告では、次の表現を含んだ広告は使用できない。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) あたかも選択ができるかのような表示（ラジオボタン）
- (3) あたかも文字が入力できるような表示（テキストボックス）
- (4) あたかも下に選択肢があるかのような表示（プルダウンメニュー）
- (5) アニメーション GIF
- (6) その他、視覚的に適当でないと認められる表現

(広告の色調)

第3条 背景と文字に少なくとも 4.5 : 1 のコントラスト比を確保し、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は文字の輪郭をはっきりさせるなどして、文字を見やすくするように配慮しなければならない。

(広告の解像度)

第4条 文字やイラスト等は、解像度を高くし、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成20年5月14日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年3月1日から施行する。